

## 告 示

### 埼玉県告示第千百六十二号

埼玉県議会令和三年九月定例会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第十号）、令和三年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）及び令和三年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年十月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第10号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,168,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,595,625,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,788,325	245,225	3,033,550
	2 負担金	2,555,929	245,225	2,801,154
9 国庫支出金		614,537,023	116,494,304	731,031,327
	1 国庫負担金	114,160,508	5,333,566	119,494,074
	2 国庫補助金	493,917,230	111,160,738	605,077,968
12 繰入金		80,756,508	3,824,164	84,580,672
	2 基金繰入金	79,201,424	3,824,164	83,025,588
13 繰越金		741,728	4,413,157	5,154,885
	1 繰越金	741,728	4,413,157	5,154,885
15 県債		319,945,000	2,192,000	322,137,000
	1 県債	319,945,000	2,192,000	322,137,000
歳入合計		2,468,456,878	127,168,850	2,595,625,728

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		221,139,025	121,986,237	343,125,262
	1 公衆衛生費	181,169,930	121,986,237	303,156,167
7 商工費		297,374,569	70,912	297,445,481
	1 商工業費	296,156,365	70,912	296,227,277
8 土木費		122,366,717	5,111,701	127,478,418
	2 道路橋りょう費	54,593,891	2,269,469	56,863,360
	3 河川費	34,118,833	244,900	34,363,733
	4 都市計画費	22,197,608	2,597,332	24,794,940
歳出合計		2,468,456,878	127,168,850	2,595,625,728

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	2 道路橋りょう費	災害防除費	40,000
		電線地中化（道路）整備費	5,000
		バリアフリー安全対策費	70,000
		社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費	60,000
		社会資本整備総合交付金（改築）事業費	1,380,000
		橋りょう修繕費	210,000
		橋りょう架換費	500,000
		橋りょう整備事業費	200,000
		緊急浚渫推進費	300,000
		排水機場等維持修繕費	198,000
8 土 木 費		河川改修費	1,217,000

3 河 川 費	社会資本整備総合交付金（河川）事業費	881,000
	河川改修事業費	172,537
	川の再生推進費	140,000
	砂防施設費	20,000
	社会資本整備総合交付金（砂防）事業費	85,000
	社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費	50,000
	砂防施設事業費	94,000
4 都 市 計 画 費	街路整備費	130,000
	街路改良事業費	110,000
	社会資本整備総合交付金（街路）事業費	320,000

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業	5,134,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格は、発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	6,196,000			(補正前に同じ。)
河川事業	4,067,000	同上	同上	同上	4,161,000			(同上)
砂防事業	431,000	同上	同上	同上	487,000			(同上)

街 路 事 業	1,797,000	同	上	同	上	同	上	2,777,000	( 同	上 )
---------	-----------	---	---	---	---	---	---	-----------	-----	-----

令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 債務負担行為の追加は、「別表債務負担行為補正」による。

別表 債務負担行為補正

追 加

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
自転車競技開催業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	各年度における事業収入から施行者が負担すべき費用の額及び施行者収益に相当する額を控除した額の合計額

令和3年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 主なる建設改良事業	3,913,189 千円	271,250 千円	4,184,439 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,862,328千円」を「3,138,868千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,542,476	△5,290	1,537,186
第4項 雑収入	5,303	△5,290	13

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	4,404,804	271,250	4,676,054
第1項 建 設 改 良 費	4,204,804	271,250	4,476,054

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	寄居桜沢地区 産業団地整備事業	2,063,137	令和元年度	1,126,936	2,263,137	令和元年度	1,126,936
				令和2年度	514,462		令和2年度	514,462
				令和3年度	421,739		令和3年度	469,689
		羽生上岩瀬地区 産業団地整備事業	1,806,879	令和元年度	1,234,499	2,266,879	令和元年度	1,234,499
				令和2年度	332,600		令和2年度	332,600
				令和3年度	239,780		令和3年度	463,080
					令和4年度	236,700		